破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０２号
岐阜県養老郡養老町大坪330番地３
債務者　久保　　昭
１　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４号
岐阜県揖斐郡池田町上田1156番地の２　ダンデライオンＡ202
債務者　山中　知謙
１　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５号
岐阜県揖斐郡池田町上田1156番地の２　ダンデライオンＡ202
債務者　山中　佳代
１　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２４９８号
名古屋市中村区中島町３丁目11番地　東雲ビル４Ａ号
債務者　棚橋千恵子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４号
山形県米沢市小野川町2231番地、前住所埼玉県狭山市富士見１丁目５番13号　ヴィラ富士見401
債務者　佐藤　謙二
１　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４１５号
千葉県佐倉市千成１丁目６番８号
債務者　諸岡雄一郎
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３号
千葉県佐倉市上志津原339番地33
債務者　大野　睦夫
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６号
千葉県佐倉市西志津６丁目12番１号　ＰａｒｋＳｉｄｅ101号室
債務者　橋本　佳英
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７号
千葉県佐倉市中志津４丁目18番７号
債務者　岡野　真巳
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９号
千葉県八街市大谷流875番地33
債務者　阿部　博子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１０号
千葉県八街市大谷流875番地33
債務者　関井由利香
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２号
千葉県白井市富塚822番地の15
債務者　城崎多加江
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３号
千葉県四街道市鹿渡959番地１　ＳＳＳ四街道荘
債務者　森下　　薫
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５号
千葉県佐倉市王子台２丁目６番地17
債務者　小濱　弘子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６号
千葉県印旛郡酒々井町中央台２丁目16番19
債務者　米澤　　隆
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２３号
千葉県八街市文違301番地4109
債務者　江澤　信代
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２号
千葉県君津市北子安２丁目23番56号
債務者　渋民　正子（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４号
岡山県津山市池ケ原1120番地２、住民票上の住所岡山県津山市宮部下2134番地
債務者　谷口　秀明
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
　　岡山地方裁判所津山支部